

## 松山家庭裁判所委員会議事概要（第17回）

### 1 日時

平成24年2月9日（木）午後1時30分

### 2 場所

松山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### （1）委員

井伊盛一郎，宇都宮眞由美，大谷吉史，大野アケミ，小野啓子，門田誓，永谷幸恵，兵頭英夫，福居幸一，山口和子（五十音順）

#### （2）事務担当者

末次首席家庭裁判所調査官，藪内首席書記官，田中事務局長，玉井総務課長

### 4 議事（委員長，委員，事務担当者）

#### （1）松山家庭裁判所長挨拶

#### （2）新任委員の自己紹介

#### （3）委員長の互選

委員の互選により大谷委員を委員長に選任した。

#### （4）家事事件手続法について

家事事件手続法について，藪内首席書記官，田中事務局長から説明します。

家事事件手続法について説明した。説明要旨については，別紙のとおり。

それでは，説明で分かりにくかった点についてのご質問やご感想をお願いしたいと思います。

新しく電話会議というものが導入されるとのことですが，電話で参加される方の参加場所や機器がどうなっているのかということと，本人確認をどのようにされるのかについて教えていただけますでしょうか。

機器については，携帯電話が大丈夫かという点がありますが，現在のところ携帯電話が使えないという話は聞いておりません。本人確認の点につきましては，事件

記録に表れていることで、本人しか知らないような事項を聞いて確認するということが考えられると思っております。

電話会議システムは、地方裁判所の民事訴訟の手続で既に利用されています。ここでは相手が携帯電話という場合もあります。ただし、地裁では弁護士が相手先という場合が多く、家裁では、本人確認という安全弁はありますが、最初から電話会議のみを利用するということには慎重に考えるべきだと思います。電話会議を100パーセント利用するのではなく、例えば最初の期日には出頭してもらって本人確認を行うというような配慮は必要かと思っております。

慎重に運用していかなければならないことは、ご指摘のとおりです。まだ運用が始まっていませんので、家庭裁判所もご指摘を踏まえ、具体的にどうしていくかという点を鋭意検討していくということになります。

私の友人が以前に家庭裁判所から呼び出されて、悪いこともしていないのに一体どうしたのかと、何のことも分からないまま出かけて行ってみたら、実は遺産のことだったという話を聞いたことがあります。そういう知らないままで家庭裁判所に来るといふこともあるのかと思ったことがありました。

我々の年齢になると離婚とかDVで相談を受けることも多くなります。今回の話を聞いて、家庭裁判所にも色々な手続があることも分かりました。うまくアドバイスできる場合があればよいとは思いますが、弁護士に相談することを勧める場合もあります。しかし、弁護士に相談するのは費用の面もあるのでちゅうちょされる方もいるのではないのでしょうか。

今までは何のことで申し立てられているのが相手方は分からなかったということですが、申立書の写しが送付されることにより、これからはもう少し分かりやすくなります。

私の場合は家庭裁判所に慣れているということがあるので、当事者の方の気持ちとずれることのないように、時々原点に戻って考えるよう気を付けています。他方、家庭裁判所は地方裁判所とは雰囲気が違うと感じていますので、肩の力を抜いてや

っていくのでいいのかなと思っております。

利用しやすい手続になっても、心理的な障害ということもありますので、裁判所もその点考えていきたいと思えます。

電話会議システムですが、便利になるので、導入すること自体はよいことだと思っておりますが、重要な細かい点の話は、やはり直接の方がよいのではないのでしょうか。忙しい弁護士の方など専門家が利用される分には問題がないと思えますが、一般人が利用するには大丈夫かなと不安に思ったところです。

ご指摘のとおり慎重に行わなければならないことと、当事者の方がよく分からないままに手続を進めて、権利保障がなされないといったことのないようにしなければなりません。ただ、話し合うつもりはあるのに、遠隔地に住んでいるような場合で全部の期日に出て来るまでのことはないともあろうかと思えますので、ケースバイケースということになるのでしょうか。

改正点として事実の調査の通知を行うということですが、イメージすると、これは結構大変なことではないかと思えます。どういうタイミングで、どういう方法で通知を行うのでしょうか。

この点は裁判所でも議論になっているところです。事実の調査の通知をする趣旨は、裁判官が判断するときに、事実の調査の結果が、判断に影響を与え、当事者による手続の進行に重要な変更を生じそうなときに、その旨をお知らせするというところにあります。その方法としては、調査結果の内容を具体的に細かく通知することは考えておらず、例えば調査囑託を行いましたという程度を通知し、内容を更に知りたい方については、記録の閲覧・謄写手続を利用させていただくことで足りるのではないかと考えています。調停から審判に移る場合でも、調停における提出資料にナンバリングをして、そのナンバーだけをお伝えし、その後どうされるかは当事者の方々の判断にお任せするというのが、分かりやすいのではないかと考えています。

調停の際に子の福祉に配慮されると感じました。子の監護や親権の点で未成年者も参加できると明文化されると聞き、子供を中心に離婚の際に親権を決めるという

のはいいことかなと、そういう意見を持ちました。

これまで実務的には家庭裁判所調査官が行ってきた子供の福祉への配慮というものが、明文化されたことはすごく良かったなと思います。申立書が自由記述からチェック式になっていますが、非常に客観的な記載で、あまりどろどろしたものを言葉で書くよりは配慮がなされていて良かったかなと思いますが、それでもDVなどの事案で、何か自分が書いたものがそのまま相手方に渡るのは非常に怖いのではないかと思います。

それから家庭裁判所から書類が来て、内容を理解できる方々ばかりではないということがあります。私が直接担当したケースではありませんが、母親が知的に難のある家庭で、ずっと家賃の滞納をしていて、来ていた書類の重要性や内容が分からず放っておいて、差押えを受けてしまったということがあったようです。裁判所から手紙がくるだけでときどきしますし、難しい言葉で書かれていると、もしかして理解することが難しい方もおられるのかなと思います。

現在の試行段階では、申立書1枚目の住所等の記載されたものの写しは相手方に送ることにはしていませんが、新法が施行されれば、その部分も送付することになります。DV等の事案で、住所を隠している場合等については、従前同居していた住所を記載してもらいなどし、相手に知られたくない情報や調停の進行上家庭裁判所に配慮を希望するような事項については、別の文書に記載することを想定しています。

また、書面が届いた方から電話をいただければ、その表題を聞いて説明したり、よく分からなければ最寄りの家庭裁判所に直接聞きに行ってもらうことを勧めたりしているのが実情です。

手続に出頭された方の話を聞いていて、判断能力が低下しているのではないかとみられる場合には、家庭裁判所には医師たる裁判所技官もいるので、その意見を聞いたりすることもありますし、調停の場合には、無理に手続を進めることはせずに、後見等の手続を経なければ手続を進められないと説明して、申立てをいったん取り

下げてもらふことで対応する場合があります。ただし、先ほど紹介されたようなケースでは対処することは困難であると思います。

家庭裁判所の方でも、ホームページやパンフレットなどを使って、法律の周知に努められていると思うのですが、その辺は報道機関を上手に使うことが大事だと思います。そのあたりを留意願えたらと思います。電話会議システムが新たに配備されるというようなことは分かりやすいので、報道機関としても取材しやすいのではないかと思います。記事を書いて初めて理解することもあります。そういう機会を捉えて、報道機関がより関心を持つような対応で、是非家裁の役割の周知をされたいと思います。

#### (5) 裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

次に裁判所を利用した人に対するアンケートについて、事務局長から説明してください。

アンケート結果について御報告します。

これから御説明しますのは、前回の報告後、つまり平成23年7月1日から平成24年2月2日までの結果です。この間に、配布又は来庁者が自らお取りになった枚数は38枚で、その内、回収されたのは17枚でした。

最初に回答者の横顔を紹介いたしますと、半分以上が女性で、約8割の方が40代以上です。来庁の目的は、調停と手続案内を併せると8割になります。調停室を利用された方が5割、応対した職員は調停委員が6割といった状況でした。

それでは、まずアンケート結果のうち、場所のわかりやすさでは、回答者の約9割の方が「分かりやすい」又は「普通」との回答でした。

次に、職員の対応については、「ていねいだった」が9件と一番多く、「十分聞いてもらえなかった」及び「もう来たくないと思った」が各3件です。不満等の内容も記載していただいておりますが、そういう記載があった場合には、指摘内容を執務の参考にしていきますし、問題点を検討し、今後活かすようにしていきます。

そして職員が説明した内容については、「ていねいで分かりやすかった」が7件と一番多く、「不安な気持ちが少し解消した」及び「普通」を併せると、全体の77パーセントになります。反対に「他方に味方しているようだった」も4件ありました。あくまで中立の立場に立って話を進める裁判官、調停委員らに対して、当人にとって必ずしも有利でない説明をされた場合に、公平でないとの不満を抱くことがあるのではないかとも思われます。今後とも中立性を保ちながらも、当事者や来庁者の方々の立場を十分に考慮の上、誠実に対応していくよう心掛けるとともに、家庭裁判所の様々な制度を十分に理解していただけるように努めてまいりたいと考えております。

また、家事調停委員に関するご意見は、家事調停委員の研修に活用して一層の改善を目指しております。

以上で、アンケート結果の報告を終わります。

今の説明に関しまして、何か御質問なり、御確認はございますでしょうか。

委員からの質問及び意見は特になし

#### (6) 次回テーマについて

次回のテーマについて何か御意見がございますか。特に御意見がないようでしたら、今回は「最近の社会変化と期待される家庭裁判所の役割と広報」というテーマで行うことにし、門田委員と兵頭委員から基調発表を行っていただいたあと、それに関して自由にディスカッションしていただくということによろしいでしょうか。

了解しました。

それではよろしく申し上げます。

#### (7) 次回期日について

平成24年7月2日(月)午後1時30分

(別紙)

## 家事事件手続法について

- 1 家庭裁判所が取り扱う事件
- 2 家事事件手続法の対象となる事件
  - (1) 家事事件手続法の成立
  - (2) 新受事件数からみた家事事件手続法の対象となる事件
  - (3) 家事事件手続法制定の背景
- 3 調停手続における主な改正点
  - (1) 申立書の写しの相手方への送付
  - (2) 書面による受諾の手続と調停に代わる審判の適用範囲の拡大
  - (3) 電話会議システムによる調停期日の実施
  - (4) 子の福祉への配慮
- 4 審判手続における主な改正点
  - (1) 陳述聴取と当事者の審問の期日への他方当事者の立会い
  - (2) 事実の調査の通知
  - (3) 記録の閲覧謄写の改正
  - (4) 審判の終結する日及び審判をする日の指定
  - (5) 審判の申立ての取下げの定め
- 5 まとめ